

佐賀県いじめ防止基本方針

平成26年9月

(平成30年2月 改定)

佐 賀 県

目 次

I	佐賀県いじめ防止基本方針の策定	1
1	策定の意義	1
2	いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方	1
II	いじめの防止等のための組織	2
1	佐賀県いじめ問題対策連絡協議会	2
2	佐賀県いじめ問題対策委員会	2
3	学校いじめ対策委員会	3
III	いじめの防止等のための県の実施	4
1	学校の実施への指導・支援	4
	(1) 学校いじめ防止基本方針	
	(2) 教職員の研修等	
	① いじめへの対応力の向上を図る教職員研修の推進	
	② いじめ問題の解決へ向けた資料等の活用	
	(3) いじめの未然防止	
	① 道徳教育・人権教育の改善・充実	
	② 児童生徒の自主的な実施への支援	
	③ いじめ防止強化期間の設定	
	④ インターネットを通じて行われるいじめの防止	
	⑤ 就学前の実施	
	(4) いじめの早期発見・早期対応	
	① 相談体制の拡充	
	② 実態把握の改善	
	③ いじめに対する措置への指導・支援	
	(5) いじめの再発防止	
	① 「いじめの解消」の周知徹底	
	② いじめからの立直り支援	
	(6) いじめ問題における学校評価の活用	
2	警察との連携	7
	(1) 少年相談活動の体制整備等	
	(2) スクールサポーターの派遣	
	(3) 被害児童生徒の保護対策	

(4) 佐賀県学校・警察相互連絡制度		
3 家庭・地域の取組への支援	7
(1) 相談窓口等の周知		
(2) 情報モラルの啓発		
(3) いじめ問題の理解を深めるための広報啓発		
(4) 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築		
(5) 地域における子育て支援の充実		
(6) 家庭・地域の学校運営への参画		
4 市町教育委員会との連携及び取組への支援等	8
5 いじめの防止等のための調査研究	8
IV 重大事態への対処	9
1 学校の設置者又は学校による調査	9
(1) 重大事態の発生及び調査		
① 重大事態の報告		
② 調査の趣旨		
③ 調査主体		
④ 調査の実施		
⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施		
2 調査結果の提供及び報告	11
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供		
(2) 調査結果の報告等		
3 調査結果の報告を受けた知事による再調査	12
4 再調査の結果を踏まえた措置等	12
V 施策等の点検・評価及び基本方針の見直し	12
1 施策等の点検・評価	12
2 基本方針の見直し	12

改定履歴

発行：平成26年 9月

改定：平成28年11月

平成30年 2月

I 佐賀県いじめ防止基本方針の策定

1 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、子どもの身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではない。

いじめから一人でも多くの子どもの命を救うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものである。

このため、本県では、平成19年2月に「いじめ重点対策」を取りまとめ、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止に取り組んできたところであるが、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第11条に規定するいじめ防止基本方針（以下「国基本方針」という。）を参酌し、さらなるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、法第12条の規定に基づき、佐賀県いじめ防止基本方針（以下「県基本方針」という。）を策定する。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

- すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行うこと。
- いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにすること。
- いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを第一義に、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行うこと。

Ⅱ いじめの防止等のための組織

県は、法の規定に基づく以下に掲げる組織を県又は学校が設置することとし、各組織の適切な運用及び連携の強化を図ることで、県基本方針に基づくいじめの防止等のための対策がより実効的なものとなるよう努める。

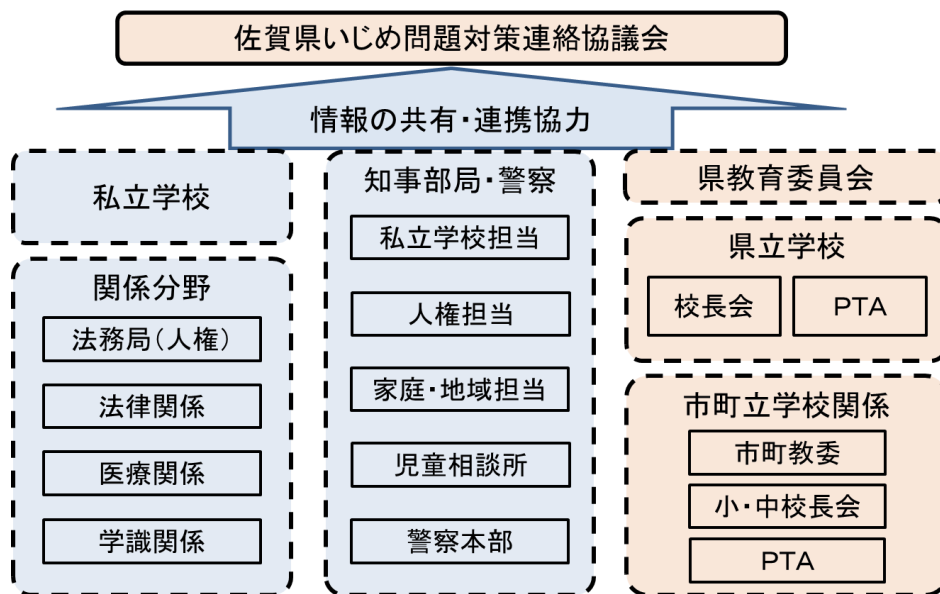
1 佐賀県いじめ問題対策連絡協議会

県は、いじめの防止等に関係する機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、県警察などの関係機関や、弁護士、人権擁護委員、学識経験者、精神科医師、PTA関係者などを委員とする佐賀県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会は、主に次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- ・ いじめの防止等のための有効な対策の推進
- ・ 関係機関等の連携強化

◎ 連絡協議会のイメージ



2 佐賀県いじめ問題対策委員会

県立学校において、法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）等が発生した場合、まず、県教育委員会は、県立学校いじめ対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し対応する。

県教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、県立学校におけるいじめ問題に対応するための附属機関として、佐賀県いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

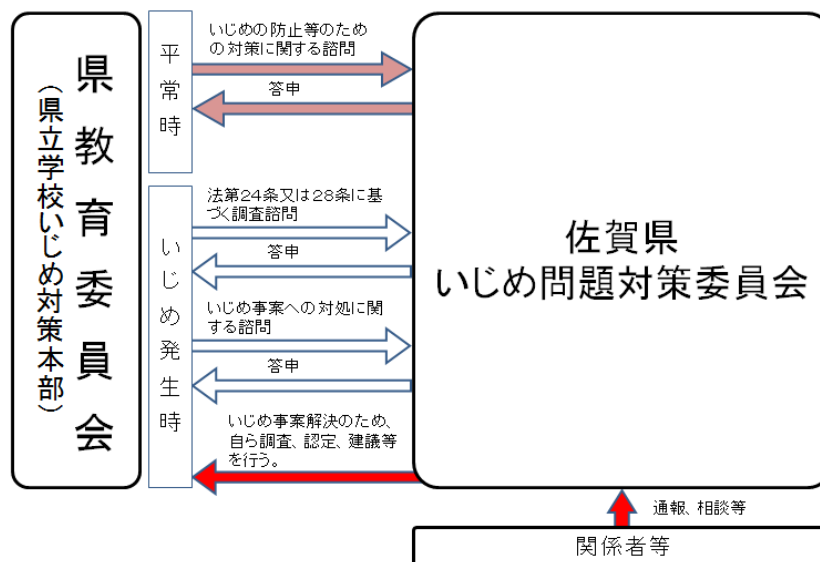
対策委員会の委員は、公平性・中立性を確保するため、学識経験者、県立

学校に在籍する児童生徒の保護者、関係行政機関の職員とする。

対策委員会は、主に以下の内容を担うものとする。

- ・ 県教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための専門的知見に基づいて審議を行う。
- ・ 県教育委員会の諮問に応じ、県立学校における法第24条に規定する事案について調査を行う。
- ・ 県教育委員会の諮問に応じ、県立学校における重大事態について調査を行う。
- ・ 県立学校におけるいじめに関する通報、相談等を受け、事実関係の確認及び調査、いじめの認定、建議その他いじめ問題の解決に関する事務を行う。

◎ 対策委員会のイメージ



3 学校いじめ対策委員会

県立学校及び私立学校は、学校の内外におけるいじめの防止等の措置を効果的に行うため、法第22条に基づく学校いじめ対策委員会（以下「学校委員会」という。）を設置する。

学校委員会は、主に以下の内容を担うものとする。

- ・ 学校におけるいじめの防止等のための対策の充実に関する協議を行う。
- ・ 当該学校で発生したいじめについて、支援・指導体制及び対応方針を決定するとともに、いじめの解消及び再発防止に関する協議等を行う。

なお、学校委員会の名称その他詳細については、各学校の設置要綱で定めるものとする。

Ⅲ いじめの防止等のための県の取組

1 学校の取組への指導・支援

学校は、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、校長のリーダーシップのもと、学校が定めるいじめ防止基本方針に基づき、学校委員会を中心として、いじめの防止等の対策を推進するものとする。

県は、いじめの防止等に向けた学校の主体的、組織的取組に対し、積極的に指導及び支援を行う。

(1) 学校いじめ防止基本方針

各学校は、法第13条の規定により、国基本方針及び県基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、自らの学校のいじめの防止等の取組を行う基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め、県は、各学校が全職員の共通理解のもと、学校基本方針に基づき、いじめ問題に対して意図的・計画的・組織的に対応できるよう、指導及び支援を行う。

学校基本方針の具体的な内容としては、14ページの別紙1に掲げる骨子イメージが挙げられる。

(2) 教職員の研修等

① いじめへの対応力の向上を図る教職員研修の推進

いじめの防止等に向けた教職員の対応力の向上を図るため、校種や経験年数に応じ、研究協議や演習等を取り入れた研修を実施する。

② いじめ問題の解決へ向けた資料等の活用

生徒指導主事研修会等において、教職員向けリーフレット「子どもたちのSOSが聞こえますか？」など、いじめの防止等に関する資料を紹介し、これらの資料の効果的な活用を図る。

(3) いじめの未然防止

① 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、確かな人権感覚を身に付け、望ましい人間関係を構築させるため、学校教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組の改善・充実に努める。

また、いじめの未然防止につながる各学校の優れた取組を紹介する。

② 児童生徒の自主的な取組への支援

児童会活動や生徒会活動などにおいて、児童生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう学校の取

組を促すとともに、先進的な取組を紹介するなど、児童生徒の自主的な取組への支援を行う。

また、いじめ防止子ども会議等の取組を促す。

③ いじめ防止強化月間の設定

毎年5月及び12月を「いじめ防止強化月間」に設定して、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行うとともに、先進的な取組を紹介する。

④ インターネットを通じて行われるいじめの防止

情報モラルに関する指導者養成のための研修会を実施し、指導法の改善・充実を図るとともに、学校における児童生徒の状況に応じた情報モラル教育の充実を努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

⑤ 就学前の取組

就学前の段階から機会を捉えて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促す。

(4) いじめの早期発見・早期対応

① 相談体制の拡充

ア スクールカウンセラーの全校配置

すべての県立学校及び私立学校にスクールカウンセラーを配置し、すべての児童生徒が心理等の専門的な知識を持つスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備することにより、学校における相談機能を高める。

イ スクールソーシャルワーカーの配置

各教育事務所（支所を含む。）に、心理、福祉等の専門的知見を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携した対応を行うことにより、学校におけるいじめ問題の解決を支援する。

ウ 相談窓口の周知及び連携機能の充実

学校いじめホットライン及び心のテレホン（365日24時間対応）の電話相談窓口を設置し、警察が設置する少年サポートセンターにおけるヤングテレホンや精神保健福祉センターの佐賀こころの電話等関係機関の相談窓口と併せて、その周知に努めるとともに、市町及び関係機関と連携を取りながら、深刻な事態に至る前に迅速かつ的確に対応する。

② 実態把握の改善

ア 秘匿性を高めたアンケート調査の実施

各学校が従来から行っているアンケート調査に加え、回答する児童生徒の心情に配慮し、秘匿性を高めたアンケート調査（県教育委員会が定める様式により厳封して提出）を実施し、いじめのさらなる顕在化を図る。

イ ネットパトロールの実施

すべての学校を対象に、児童生徒がネットいじめの被害者又は加害者になっていないかを監視するネットパトロールを実施する。

③ いじめに対する措置への指導・支援

各学校は、法第23条第2項の規定により、把握したいじめ及びいじめと疑われるものについて、県立学校は県教育委員会へ、私立学校は設置者へそれぞれ速やかに報告し、報告を受けた県教育委員会及び私立学校の設置者は、いじめの状況及び解決へ向けた学校の取組状況等必要に応じ、対応の在り方等について指導・支援を行う。

(5) いじめの再発防止

① 「いじめの解消」の周知徹底

県教育委員会が定義している「いじめの解消」について、各学校への周知及び取組の徹底を図る。

※ 「いじめの解消」とは

認知したいじめについて、被害児童生徒へのケアや加害児童生徒への指導など、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた後、3か月以上その後の観察や面談などを行い、通常的生活に戻ったと判断できる状態

② いじめからの立直り支援

被害児童生徒がいじめから立ち直ることができるよう、各学校が当該児童生徒の状況に応じ、適応指導教室等の関係機関と積極的に連携した取組を行うよう、指導・助言を行う。

また、加害児童生徒についても、当該児童生徒がいじめに至った背景等を踏まえ、必要に応じて警察が実施する立直り支援活動等と積極的に連携した取組を行うよう、指導・助言を行う。

(6) いじめ問題における学校評価の活用

いじめの有無や発生件数など結果のみを評価するのではなく、児童

生徒に対する日頃の理解、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、いじめに対する組織的な取組、学校がいじめの再発防止等、いじめ問題への適切な対処につながる学校評価を行うよう、指導・助言を行う。

2 警察との連携

県は、次に掲げる警察の取組等について連携に努める。

(1) 少年相談活動の体制整備等

警察は、いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制を整備するため、少年サポートセンターの整備等を引き続き推進するとともに、県は警察の相談窓口についての周知徹底を図る。

(2) スクールサポーターの派遣

警察は、学校等の要請に基づきスクールサポーターを学校に派遣し、校内巡視や児童生徒への声かけ等によるいじめに関する情報収集やいじめ事案への対応についての助言を行うなど、学校におけるいじめの防止等の取組を支援する。

(3) 被害児童生徒の保護対策

警察は、いじめ事案に関する対応等を通じて得られた資料等を、学校等が行ういじめの防止等の対策に提供することにより、いじめ被害の拡大防止及び被害児童生徒の保護のための対策の充実を図る。

(4) 佐賀県学校・警察相互連絡制度

県教育委員会と佐賀県警察本部の協定に基づき、いじめ事案について積極的に情報交換を行い、学校におけるいじめの防止等の取組を支援する。

3 家庭・地域の取組への支援

県は、より多くの大人が一人でも多くの児童生徒の悩みや相談を受け止め、いじめの防止等につなげられるよう、次に掲げる取組を行うことにより、家庭・地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口等の周知

児童生徒や保護者が悩みを相談できるよう、県教育委員会が実施する学校いじめホットラインや心のテレホン（365日24時間対応）などの相談窓口や教育センターにおける相談事業等の周知を図る。

(2) 情報モラルの啓発

情報モラルに関する指導者養成のための研修会を実施し、各学校で保

護者に向けた携帯電話及びインターネットの利用に関する情報モラルの啓発活動に努める。

(3) いじめ問題の理解を深めるための広報啓発

広報紙やポスター等を通じて、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性など、いじめ問題の理解を深めるための保護者・地域への広報啓発活動に努める。

(4) 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築

社会全体で子どもを見守り、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや学校運営協議会、地域の青少年育成団体、放課後児童クラブ、放課後子供教室など、学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制づくりを促す。

(5) 地域における子育て支援の充実

佐賀県次世代育成支援地域行動計画に基づき、地域における子育て支援の充実を図る。

(6) 家庭・地域の学校運営への参画

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入、学校評議員や地域学校協働本部等の整備により、学校・家庭・地域が課題を共有し、当事者意識のもと、地域ぐるみでいじめ問題に取り組む仕組みづくりを促す。

4 市町教育委員会との連携及び取組への支援等

県教育委員会は、市町教育委員会との積極的な連携を図り、いじめの防止等のための取組に対する助言及び支援を行うとともに、必要に応じ指導を行うことにより、県全体のいじめの防止等のための取組のさらなる充実に努める。

5 いじめの防止等のための調査研究

県教育委員会は、県内大学等との連携・協力のもと、いじめの防止等のための方策等に係る調査研究及び検証を行い、その成果の普及を図る。

IV 重大事態への対処

1 学校の設置者又は学校による調査

(1) 重大事態の発生及び調査

① 重大事態の報告

県立学校において重大事態が発生した場合又は被害児童生徒や保護者等から重大事態の申立てがあった場合は、学校は直ちに県教育委員会に報告し、報告を受けた県教育委員会は知事に報告する。

私立学校においても重大事態の発生等同様の場合は、学校は直ちに知事に報告する。

※ 県立学校における不登校重大事態（法第28条第1項第2号の重大事態をいう。以下同じ。）に関する知事報告までのフローは、別紙2及び別紙3とする。

【参考】重大事態の要件（法第28条第1項第1号及び第2号）

- いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（第1号）
- いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（第2号）
- ※ 疑いの段階でも、重大事態となることに留意すること。

② 調査の趣旨

重大事態の調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものとする。

③ 調査主体

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

この場合、学校主体の調査では十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

④ 調査の実施

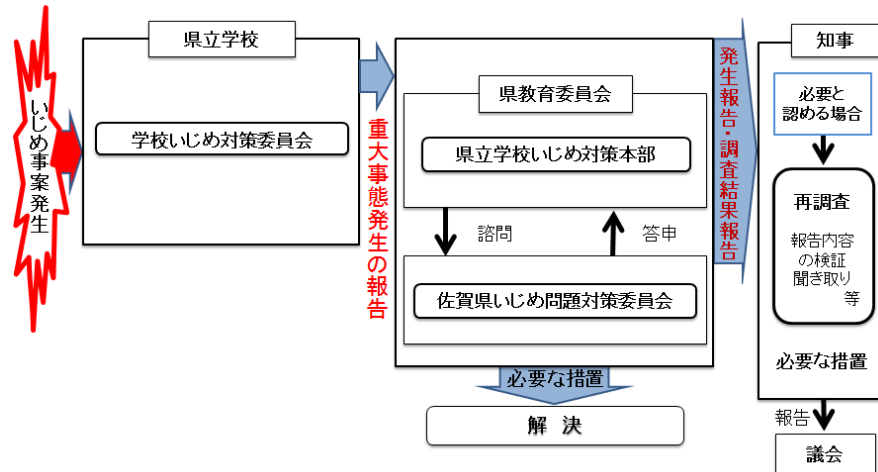
ア 県立学校における重大事態

県立学校において重大事態又は重大事態となる可能性がある事案が発生した場合は、県教育委員会は対策本部を設置し、必要に応じ開

催する。

対策本部による事実確認を行った後、教育委員会は対策委員会に諮問し、対策委員会が調査を行うものとする。

◎ 重大事態への対処イメージ



イ 私立学校における重大事態

私立学校において重大事態が発生した場合は、学校の設置者又は学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設け、調査を行うものとする。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとする。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査主体は、調査に際しては、重大事態に至る要因となったいじめについて、児童生徒の人間関係や学校の対応も含めた事実関係を、漏らすことなく客観的に明らかにする。

この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、調査をする際には、いじめられた児童生徒や保護者の置かれた状況を配慮した上で、その事情や心情を十分に聴取するよう留意するものとする。

特に、児童生徒が自殺をした場合の調査は、亡くなった児童生徒の尊

厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し再発防止策に資する観点から、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うものとする。

また、情報発信・報道対応については、児童生徒のプライバシーに配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行うものとする。

いじめの重大事態の調査については、平成29年3月に文部科学省が示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえることとする。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

学校の設置者又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、次に掲げる事項に留意して、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・ いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ 質問紙による調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることから、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、調査経過の報告など、適時・適切な方法で情報の提供を行う。

なお、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告等

県立学校に係る調査については、調査を実施した対策委員会は、調査結果を県教育委員会に答申し、答申を受けた県教育委員会は、速やかに、知事に報告する。

私立学校に係る調査については、学校の設置者又は学校は、調査結果を知事に報告する。

なお、県立学校又は私立学校のいずれの場合も、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の意見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事に送付する。

3 調査結果の報告を受けた知事による再調査

調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、重大事態に係る調査結果についての調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査を行うに当たっては、知事部局内に「調査チーム」を置き、必要に応じて、いじめ問題に対して専門的な知識及び経験を有する第三者から意見等を聴取するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

また、知事は、学校の設置者又は学校による調査同様、再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査結果等を説明する。

4 再調査の結果を踏まえた措置等

県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、知事は、県立学校について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。

私立学校については、知事は再調査の結果を踏まえ、私立学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法に定める権限の適切な行使その他必要な措置を講ずる。

V 施策等の点検・評価及び基本方針の見直し

1 施策等の点検・評価

県は、いじめの防止等に係る対策を効果的かつ着実に実施していくために、取組状況を客観的に点検・評価等するためのPDCAサイクルを確立し、施策や取組状況について、点検・評価を行う。

2 基本方針の見直し

県は、県基本方針の策定から3年の経過を目途とし、点検・評価の結果を踏まえ、法の施行状況、国基本方針の動向等を勘案し、必要に応じて県基本方針の見直しを行う。

別紙 1

〇〇〇立〇〇〇学校いじめ防止基本方針：骨子イメージ

1 策定の意義

・学校基本方針を策定する意義、考え方等を記載する

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

・いじめの定義、いじめの防止等、基本的な考え方を記載する

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

・いじめの未然防止、いじめ発生時の対応に関する校内の役割分担や組織について記載する

4 いじめの未然防止の取組

・いじめの未然防止につながる教育活動や日常の指導体制等を記載する

5 いじめの早期発見の取組

・早期発見のための定期的な調査（アンケート調査）、学校の相談窓口、相談体制その他の学校の早期発見の取組等を記載する

6 いじめ事案への対応

(1) いじめ発生時の対応

(2) 重大事態への対応

・いじめの覚知から認知、被害児童生徒や加害児童生徒への対応、保護者への対応、関係機関との連携等いじめが発生したときから解消するまでの対応を記載する

7 いじめの再発防止の取組

・いじめの再発防止のための取組等を記載する

8 職員研修

・校内研修等について記載する

9 取組体制の点検及び評価

・いじめ問題に関する点検項目、学校評価の活用等について記載する

別紙2

不登校重大事態の知事への報告までの流れ

県立学校における対応

欠席日数3日

◇ 欠席が3日間続いた場合、家庭訪問を行い、当該児童生徒の状況確認や保護者からの情報収集をする。

○ いじめが疑われる事案の場合

- ・県教育委員会学校教育課（以下「学校教育課」という。）に覚知報告（第1報）
- ・当該児童生徒のいじめによる欠席日数（疑いも含む）の確認

○ いじめの疑いがない場合

- ・その後も欠席が続いた場合は、当該児童生徒の状況を随時確認し、いじめの疑いの余地があれば学校教育課に覚知報告（第1報）

覚知後直ちに

◇ 校内いじめ対策委員会を開催し、事案について確認し、認知の是非について検討する。

○ 認知に至った場合

- ・学校教育課に認知報告（第2報）
- ・対応を保護者に説明
- ・いじめの内容確認

○ 認知しなかった場合

- ・学校教育課に認知しなかった経緯を報告（第2報）

欠席日数10日

◇ 校内いじめ対策委員会を開催し、副校長又は教頭が学校教育課に報告する。

- 【報告内容】
- 被害児童生徒・加害児童生徒の状況
 - 学校の対応状況

欠席日数20日

◇ 校内いじめ対策委員会を開催し、副校長又は教頭が学校教育課に報告する。

- 【報告内容】
- 被害児童生徒・加害児童生徒の状況
 - 学校の対応状況

※欠席日数20日以降、被害児童生徒の状況を学校教育課に毎日報告する。

欠席日数30日

◇ 校長から学校教育課に、重大事態発生を文書で報告する。

- 【報告内容】
- ①学校名 ②対象児童生徒氏名、学年、性別 ③欠席期間
 - ④報告時点での対象児童生徒の状況 ⑤重大事態の判断根拠

別紙3

不登校重大事態の知事への報告までの流れ

県教育委員会〔学校教育課及び県立学校いじめ対策本部〕における対応

覚知報告（第1報）を受付

- 学校教育課担当者は、覚知報告（第1報）が提出された際は、被害児童生徒の欠席の状況を必ず確認する。
- いじめによる欠席（疑いを含む）があると判断した場合は、直ちに学校教育課長に報告する。

認知報告（第2報）を受付

- 学校教育課担当者は認知報告（第2報）の内容を確認し、いじめによる欠席（疑いを含む）が続いている場合は、以下の対応を行う。
 - ・ いじめの内容及び対応の詳細を電話等で学校から聞き取り、その結果と併せいじめによる欠席が継続していることを、直ちに学校教育課長に報告する。
 - ・ 学校に対し、状況の変化等があれば、随時、学校教育課に報告するよう指導する。

欠席日数10日

- 不登校重大事態となる可能性がある事案の発生について、学校教育課長又は学校教育課指導主幹から、教育庁危機管理・広報総括監に報告する。
- 県立学校いじめ対策本部を開催し、学校教育課長は会議の結果を教育長に報告する。

欠席日数20日

- 不登校重大事態となる可能性がある事案の発生について、学校教育課長から教育長に報告する。

欠席日数27日

- 不登校重大事態の発生を知事に報告する可能性があることを、学校教育課長から教育長に報告するとともに、知事部局再調査所管課に連絡する。

欠席日数30日

- 不登校重大事態の発生を知事に報告する。
 - ・ 報告は学校教育課から知事部局再調査所管課をとおして行う。
 - ・ 第1報は電子メール、学校から正式文書が届き次第、文書で報告する。

【報告内容】 ①学校名 ②対象児童生徒氏名、学年、性別 ③欠席期間
④報告時点での対象児童生徒の状況 ⑤重大事態の判断根拠